

独立行政法人の概要（その1）

NO.	所管内閣府	法人名	北方領土問題対策協会	職員の身分	非国家公務員
法人概要	<ul style="list-style-type: none"> ・北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について国民世論の啓発、日本国民と北方領土在住ロシア人島民との間の相互交流事業、北方領土問題その他北方地域の諸問題についての調査研究を行うとともに、北方地域に生活の本拠を有していた者に対する援護を行う ・北方地域旧漁業権者等に対する援護措置としての資金の融通を行う 				
沿革	S32. 9特殊法人南方同胞援護会（S34に新たに対象となった北方地域に対する事業部分） S36. 12特殊法人北方協会 → → S44. 10特殊法人北方領土問題対策協会 → H15. 10独立行政法人北方領土問題対策協会				
事業の概要	事務・事業名	概要			
	北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図る事業	<ul style="list-style-type: none"> ○国民世論の啓発 <ul style="list-style-type: none"> ア. 北方領土返還要求運動の推進 イ. 青少年や教育関係者に対する啓発の実施 ウ. インターネット等を活用したわかりやすい情報の提供 ○北方四島との交流事業（日露間の合意に基づく） <ul style="list-style-type: none"> ア. 元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流 イ. 専門家（教育関係者や日本語講師等）交流 ウ. 四島交流等事業に使用する後継船舶の確保（関係閣僚申し合わせに基づく） ○北方領土問題等に関する調査研究 <ul style="list-style-type: none"> ア. 北方領土返還等へ向けて適切なテーマを選定し研究論文を作成・公表 イ. 北方四島の現状を的確に把握するための北方四島発行新聞等現地情報の収集 ウ. 北方領土問題に関する有識者等を集めた意見交換会の実施 ○元島民等の援護 <ul style="list-style-type: none"> ア. 元島民等が行う返還運動に対する支援 イ. 戦前の貴重な資料の散逸を防ぐための資料収集・保存活動に対する支援 ウ. 自由訪問に対する支援 			
	北方地域旧漁業権者等に対する融資事業	○北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律に基づき、北方地域旧漁業権者等に対し、漁業その他の事業及び生活に必要な資金を低利で融通			
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
役員総数(官庁OB数) (4/1時点)		9 (3)	9 (3)	7 (2)	9 (2)
常勤役員数		2 (1)	2 (1)	2 (0)	2 (0)
非常勤役員数		7 (2)	7 (2)	5 (2)	7 (2)
常勤職員数[官庁OB] (現役出向) (4/1時点)		18	17	18	17 [1] (2)
うち間接部門		10	10	11	10
うち事業部門		8	7	7	7
非常勤職員数 (官庁OB) (4/1時点)		11 (1)	13 (2)	14 (3)	12 (2)
理事会における合議制度の有無、ある場合にはその所掌事務		<ul style="list-style-type: none"> ・役員会 有 ・業務方法書、中期計画、年度計画、財務諸表、決算報告書、事業報告書、重要な財産の処分等に関することについて審議する 			
給与水準【事務・技術職員】（年齢・地域・学歴勘案）		90.9 (83.3)	95.4 (86.8)	96.2 (88.0)	— (—)
給与水準【研究職員】（年齢・地域・学歴勘案）		— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

NO.	所管内閣府	法人名	北方領土問題対策協会	職員の身分	非国家公務員
-----	-------	-----	------------	-------	--------

	年度		平成20年度（当初）	平成21年度（当初）	平成22年度（当初）	平成23年度（当初）
	国からの 財政 支出額 の推移 （百万 円）	一般会計		840	829	972
うち運営費交付金		652	648	655	1,326	
うち施設整備費補助金		—	—	140	71	
うちその他の補助金等		188	181	178	171	
特別会計		—	—	—	—	
うち運営費交付金		—	—	—	—	
うち施設整備費補助金		—	—	—	—	
うちその他の補助金等		—	—	—	—	
計		840	829	972	1,568	
支出予算額の推移（百万円）		989	966	1,109	1,685	
収入予算額の推移（百万円）		989	966	1,109	1,685	
国の財政支出/収入予算額（％）		84.9	85.8	87.6	93.1	
財務データ （平成22年度、百万 円）	資産合計	6,789	うち流動資産	6,449		
	負債合計	4,791	純資産合計	1,997	うち利益剰余金	706
（参考）事業仕分けにおける指摘事項等						
【項目名】						
【評 決】 該 当 な し						
【反映の状況】						

※「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）については、平成23年9月1日時点における実施状況を別添資料として添付

内閣府	北方領土問題対策協会
-----	------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図る事業	四島交流事業の実施方法の見直し	23年度から実施	四島交流事業に使用する後継船舶の就航（平成24年度）に合わせ、事業の実施方法を見直すこととし、平成23年度中に具体的な結論を得る。	2a	平成24年度からの後継船舶の就航に合わせ、四島交流事業の参加者に対し一部経費の負担を求めるとし、現在関係団体と調整を進めており、23年度中に結論を得ることとしている。
	広報啓発の重点化による効率化	23年度中に実施	既存の広報啓発の方法を見直して重点化を図るとともに、低コスト型の活動を推進することにより、一層の効率化を図る。	2a	平成23年度は、国と協会が合同で、北方領土問題に対する理解と関心が相対的に低い若い世代をターゲットとして、全国の各都市において地方メディアと連携した広報啓発を展開する「全国キャンペーン」を実施することとしており、これまで関心の低かった次代を担う若い世代に対する重点的な取組とするとともに、地方メディアの活用による普及効果の向上を図る。 また、これまで協会が支援して都道府県民会議ごとに実施していたパネル展等の啓発イベントについては、同キャンペーンと併催させることにより、集客力を高め、啓発効果の向上を図る。 さらに、これまで一部の都道府県のみで実施していた青少年向けのスピーチ・作文コンテスト事業について、平成23年度から、協会において全国規模のスピーチコンテストとして開催することとしており、同コンテストに関する効率的かつ効果的な広報の展開により参加者数の拡大を図り、事業の発展を図る。 その他、低コスト型で、広く国民の理解と関心の向上につながるような、インターネットを活用した事業の推進を図る。具体的には、教育現場における北方領土教育を教師がより容易かつ効果的に実施できるよう、副教材ソフトを作成し、インターネットを通じて頒布する。また、一般国民に受け入れられやすいアニメーションやCGを使用した啓発動画を作成し、インターネット等を通じて公開する。さらに、北方領土に関連する写真や資料、元島民の証言映像等を取りまとめ、インターネットを通じて公開するデジタルライブラリーを制作する。 なお、老朽化が進んでいる啓発広告塔等については、活用方法を検討した上で、改修を行うとともに、効果が薄れているものについては撤去することとし、電光掲示板などのより効果的な媒体を活用する。 また、例年実施している都道府県民会議代表者全国会議についても、これまで都道府県ごとに持ち回りで開催していたものを東京開催とし、バック料金を活用した旅費等の縮減を図る。
02 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業	事業の効率化	22年度から実施	引き続き業務の効率化を図る。	2a	平成22年3月から個人信用情報システムの利用を開始し、22年度においては利用対象資金87件の申し込み中6件について多重債務状態にあることが判明するなどの効果があった。なお、平成23年度以降も同システムを活用し、将来の債権回収コストの抑制に努めることとしている。

独立行政法人の概要（その2）

NO.	所管	内閣府	法人名	北方領土問題対策協会
-----	----	-----	-----	------------

○事務・事業の構造等（平成23年度）

（金額：百万円）

事務・事業の構造等（平成23年度）	事務・事業名	事務・事業のスキーム （個別事業分類ごとの 決定スキーム、関係法条等）	支出予算額 （平成23年度合計）	収入予算額 （平成23年度当初）		特定関連会社・公益法人への支出 （平成22年度）		
				内訳	（名称）	（額）	法人名	額
				合計				
事務・事業の構造等（平成23年度）	北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図る事業	独立行政法人北方領土問題対策協会法及び主務大臣が定め指示する中期目標を達成するため作成する中期計画に基づき、国民世論の啓発、調査研究、北方四島交流及び元島民等に対する援護を実施。	1,450	合計		1,450	(社)千島歯舞諸島居住者連盟	80
				国費	運営費交付金	1,326		
					施設整備補助金	71		
					外務省委託費	53		
				自己収入	事業外収入（受取利息）	0		
事務・事業の構造等（平成23年度）	北方地域旧漁業権者等に対する融資事業	独立行政法人北方領土問題対策協会法及び北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律並びに主務大臣が定め指示する中期目標を達成するため作成する中期計画に基づき、元島民等に対する低利での融資事業を実施。	235	合計		235		
				国費	運営費交付金	-		
					施設整備補助金	-		
					貸付事業費補助金	171		
				自己収入	貸付金利息及び事業外収入（受取利息）	65		

○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳）

<平成23年度予算合計>

（金額：百万円）

		合計	〇〇特別会計	〇〇特別会計	〇〇特別会計
特別会計	法人合計				
			該 当 な し		

No.	所管	内閣府	法人名	北方領土問題対策協会
-----	----	-----	-----	------------

独立行政法人の概要（その3）個別の法人についての組織の在り方について

問1. 当該法人を廃止することの可否及びその理由について。	北方領土問題は国家の主権に関わる根本的な問題であり、問題の解決に向けた外交交渉を後押しするための国民世論の啓発等を行う北対協を、北方領土問題が解決されていない現時点で廃止することはできない。 また、法人を廃止して地方公共団体へ移管することは、領土問題の解決は国に最終責任があること及び返還要求運動については、広く国民運動として展開されていることから、一地方公共団体の問題ではなく、また、融資業務等の援護事業についても、対象となる元島民等が、現在、全国に居住していることから、適当ではない。	
問2. 当該法人でその事務事業を行う場合、民営化の可否及びその理由について。	自己収入の占める比率： 3.82%(平成23年度当初)	
問3. 現在、他の独立行政法人で類似の業務が行われている場合、政策の総合的な推進や、より一層の効率化を図るため、既存の枠にとられない統廃合を行うことの可否及びその理由について。	北対協を民営化して国の関与を減らすことは、内外に北方領土問題に対する我が国の取組姿勢の後退と受け取られるおそれがあり、各方面の返還要求運動に対する熱意を損なう結果につながり、国民運動の基盤を弱めることから、困難である。 類似業務を行っている独立行政法人はない。	
問4. 国の財政事情が厳しい中、当該法人において、その経営を合理化・効率化し、国の財政への依存度を相当程度低減させていく具体的な計画を有しているか。有している場合、どのような内容か。さらに、現下の状況にかんがみ、抜本的な合理化について取り組む計画はあるか。	北方領土問題対策協会中期目標・中期計画(平成20～24年度)において、平成20年度当初から法人資金の貸付を停止すること、常勤職員の1名削減(22年度末)、事務所移転(20年度内)による一般管理費の削減等を盛り込んだ。 また、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」のフォローアップ(平成23年9月1日)において、①四島交流事業については、後継船舶の就航に合わせ、事業の参加者に対し一部経費の負担を求めることを検討、②広報啓発については、昨年11月のロシア大統領の国後島訪問等の現下の状況にかんがみ、事業を一層強化、③融資事業については、個人信用情報システムの利用を開始するなど将来の債権回収コストを抑制、を盛り込んでいる。	
現行中期目標計画等における合理化の内容	削減見積額:28(百万円)	・一般管理費(人件費及び一時経費を除く。)について、平成24年度における当該経費を、平成19年度に対して7%削減 ・業務経費(特殊要因に基づく経費及び一時経費を除く。)について、毎年度、前年度比1%削減の経費を効率化
抜本的な合理化の取組み案	—	—
(参考) 過去の指摘・決定事項等について		
過去の政府の決定等において、組織の見直しに関し具体的な指摘を受けている場合は、その内容を記載する。	北対協の前身である特殊法人北方領土問題対策協会時代の閣議決定「特殊法人の整理合理化について」(平成7年2月24日)において、「北方領土が返還された時点で廃止すること」とされている。	

<記載要領>

- 問1においては、廃止の可否について徹底的に検証する。どうしても廃止が困難であると考えられる場合には、①地方公共団体や民間企業等他の主体による代替可能性がないとする理由(必要に応じ何らかの政策的な措置を講ずることも考慮)、②当該法人を廃止したうえで他の独立行政法人に当該事業を移管できない理由、③仮に廃止した場合に国民生活にどのような支障が生じるのか等を明確かつ簡潔に記載する。なお、当該法人が性格の異なる複数の事務・事業を行っている場合には、法人全体の廃止の可否のみならず、事務・事業のまとめや勘定等に注目して上記①～③について検討を行い、記載する。
- 問2においては、純粋な民間企業化に限らず、国からの監督等政策的な措置を講じたうえで民営化できないかどうかについても検討を行い、できないと考える場合には、その理由について明確かつ簡潔に記載する。
- 問3の「類似業務」については、別添資料参照。類似業務を行っている法人との統廃合が困難であると考えられる場合には、単独の法人で存続することが適切とする理由について、明確かつ簡潔に記入する。「その他の業務を行っている法人」に分類されている法人についても、当該分類内の他法人との統廃合について同様に検討することに留意。その他、他の類似業務に分類されている法人(「その他の業務を行っている法人」に分類されているものを含む。)との統廃合の可能性についても幅広く記入する。
- 問4においては、現行計画、抜本的な合理化の取組みの両者について、合理化策の内容、期間、削減見積額等を定量的に記述する。抜本的な合理化としては、単なる事務費の削減等ではなく、人員削減や事業の廃止等についても記載する。

No.	所管	内閣府	法人名	北方領土問題対策協会
-----	----	-----	-----	------------

独立行政法人の概要（その４）個別の法人についての制度の在り方について

現行の独法制度について、どのように改める必要があると考えるか。

1. 実施している主要な業務の特性について

<p>問１ 現在、当該独立行政法人が実施している主要な事業について、国の関与の度合い、法人の裁量の度合いは、どのようになっているか。</p>	<p>独立行政法人通則法の枠組みの下で、国と密接に連携を取り情報を共有しつつ事業を行っている。例えば、四島交流事業については、具体的訪問計画等を、内閣府・外務省を經由して、ロシア側と協議する仕組みとしている。</p> <p>また、独立行政法人北方領土問題対策協会法に基づいて「評議員会」が置かれ、重要事項については、地方自治体、有識者、旧漁業権者、元島民等の関係者の意見を聞きつつ業務を行う仕組みとしている。</p>
<p>問２ 制度・組織の見直しを行うに当たって、法人の特性をどのように考えているか。</p>	<p>国と一体性を保ちつつも、地方自治体、有識者、旧漁業権者、元島民等の関係者と密接に連携して業務を行う制度的仕組みを持った法人制度が望ましいと考える。</p>

2. 制度に関する分野ごとの課題・対応について

<p>問３ 上記の特性を踏まえ、制度改革の具体的な内容について、どのように考えているか。</p>	<p>独立行政法人通則法についてどのような改正が行われるかを踏まえた上で検討したいが、上記のような法人の特性を中期目標・業績評価にも反映させる仕組みとできないか等が検討すべき課題と考えている。</p>
--	--

<記載要領>

- 問１については、法人の業務実態を踏まえ、
 - ①国の関与の度合いについては、業務実施の際の国との一体性の程度が明確になるよう、事業・制度等を含めた具体的な仕組みの内容、
 - ②法人の裁量の度合いについては、法人の判断・裁量が発揮されている仕組みの内容を具体的に記述。
- 問２については、問１の主要な事業を踏まえ、法人の目的や業務の範囲に照らして、今般の制度・組織見直しに関連する法人の特性を具体的に記述。特に制度・組織見直しに直結する特性がなければ、記述しなくとも可。
- 問３については、問２で示された法人の特性を踏まえつつ、具体的に制度どのように改めるべきと考えているのかについて、その理由・メリットを含め、明確に記述。